

医療制度改革推進本部について

1 趣 旨

健康保険法等の一部を改正する法律案の国会提出に際し政府・与党間で合意された医療制度改革に関する諸課題について検討を行うとともに、その着実な推進を図るため、厚生労働大臣を本部長とする医療制度改革推進本部（以下「推進本部」という。）を平成14年3月8日に設置した。

2 組 織

推進本部の組織は、厚生労働大臣を本部長、副大臣及び大臣政務官を本部長代理、事務次官、厚生労働審議官及び社会保険庁長官を副本部長、並びに官房長及び各局長等を本部員としており、また、推進本部内に以下の4つの検討チームを設置。なお、各検討チームは関係部局の部局長及び課長等から構成。

I 医療保険制度の体系の見直し検討チーム（主査：保険局長）

II 診療報酬体系の見直し検討チーム（主査：保険局長）

III 医療提供体制の改革に関する検討チーム（主査：医政局長）

医療の質の向上と効率化を図るとともに、国民の医療に対する安心と信頼を確保する見地から、医療提供体制の改革の具体的方策について検討を行う。（メンバー別紙参照）

IV 医療保険制度の運営効率化に関する検討チーム（主査：社会保険庁次長）

医療提供体制の改革に関する検討チーム

【医療制度改革推進本部】

本部長 : 厚生労働大臣
本部長代理 : 厚生労働副大臣
大臣政務官

坂口 力
宮路和明 (~14年7月15日)
木村義雄 (14年10月2日~)
田村憲久 (~14年10月3日)
渡辺具能 (14年10月4日~)

【医療提供体制の改革に関する検討チーム】

主査：医政局長
大臣官房審議官（医療保険・医政担当）

医政局総務課長
指導課長
医事課長
歯科保健課長
看護課長
経済課長
研究開発振興課長
医療関連サービス室長
医療安全推進室長
医療技術情報推進室長
看護職員確保対策官
総務課企画官
医療計画推進指導官
保険局総務課企画官
医療課企画官
老健局総務課企画官
雇用均等・児童家庭局母子保健課長
障害保健福祉部精神保健福祉課長

篠崎英夫
中村秀一 (~14年8月29日)
阿曾沼慎司 (14年8月30日~)
大谷泰夫 (~14年8月29日)
榮畑 潤 (14年8月30日~)
石塚 栄 (~14年8月29日)
渡延 忠 (14年8月30日~)
中島正治
瀧口 徹
田村やよひ
原 勝則 (~14年8月29日)
高倉信行 (14年8月30日~)
遠藤 明 (~14年7月15日)
石塚正敏 (14年7月16日~)
永井 林
新木一弘
遠藤弘良 (~14年8月30日)
関 英一 (14年8月31日~)
野口 尚 (15年4月1日~)
武田俊彦 (~14年8月29日)
土生栄二 (14年8月30日~)
北島智子
北川博一
矢島鉄也
藤原禎一
谷口 隆
松本義幸

医療提供体制の改革の基本的方向

— 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」 中間まとめ —

平成 14 年 8 月

厚 生 労 働 省

医療提供体制の改革の基本的方向

— 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」中間まとめ —

厚生労働省においては、本年3月8日に、厚生労働大臣を本部長とする「医療制度改革推進本部」を設置し、医療制度改革に関する諸課題について検討を行ってきている。医療提供体制については、推進本部のもとに「医療提供体制の改革に関する検討チーム」を設け検討を行ってきたが、今後の「あるべき医療の姿」の実現のため、現段階での改革の基本的方向を中間的にまとめ、これを公表するものである。

医療は、国民生活に深く関わるサービスであり、医療制度改革を進める上では、改革の理念・今後の医療の目指すべき姿、とりわけ、国民に提供される医療サービスの将来像について合意を得るとともに、個々の改革を明示することが重要である。

このため、昨年9月に「21世紀の医療提供の姿」（厚生労働省試案）を公表し、医療提供体制の現状と課題の分析を行い、厚生労働省として初めて医療の将来像（イメージ）を提示するとともに、その実現に向けて、当面取り組むべき施策・それぞれの改革スケジュールを具体的に提示した。

この厚生労働省試案に沿って、これまで医療提供体制の改革に着実に取り組んでいるところであるが、この間に達成された成果を踏まえ、さらに、国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、改革の一層の推進を図ることが重要である。

今回、現時点における改革の基本的方向（試案）を提示するが、今後、あるべき医療の姿の実現に向けて国民各層の幅広い意見をいただき、新たな医療提供体制の改革のビジョンを今年度中にとりまとめることとする。

改革の基本的方向

新しい時代の要請に応え、患者本位の医療提供体制を確立するため、医療提供体制の改革を、

① 患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

II 安全で、安心できる医療の再構築

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築：機能分化・重点化・効率化

IV 医療を担うマンパワーの確保・資質の向上

V 環境の変化等に対応した医療の見直し

③ 医療の基盤整備

VI 地域医療・生命の世紀の医療を支える基盤の整備

の3つの視点に沿って進める。

このため、医療提供体制については、法律のみならず、公的補助、税制による支援、診療報酬等による経済的評価、公的融資、関係団体との共同した取組など、総合的に施策を推進する。

あわせて、厚生労働省の医療提供体制担当部局の組織の在り方についても検討する。